

資料

- 1 財政推計
- 2 後期基本計画の施策とSDGsの関連
- 3 指標一覧
- 4 後期基本計画の策定経過
 - 総合計画審議会への諮問・答申
 - 総合計画審議会委員名簿
 - 総合計画審議会開催経過
 - 策定体制
 - 総合計画審議会作業部会名簿
 - 作業部会の開催状況
 - 後期基本計画策定に係る市民参加の状況
- 5 個別計画一覧
- 6 用語解説一覧

(1) 財政推計

第五次長野市総合計画後期基本計画の施策を展開するに当たり、今後の本市財政について一定の仮定の下に作成された財政推計を掲げます。

財政推計は、人口減少・少子高齢化による影響や社会保障関係経費の増加を踏まえながら、本市が取り組む施策の実現を図る上で、財政運営上の参考とするために、毎年度、予算編成に併せて作成しています。

国の制度改正や社会情勢の影響などによって大きく変動する可能性があります。現行制度による向こう5年間の財政状況を「全体像としてイメージ」した上で、今後の財政見通しや市政運営の課題について、市民と共有し、その理解を得ながら、将来にわたって持続可能な財政運営を行うことを目的とします。

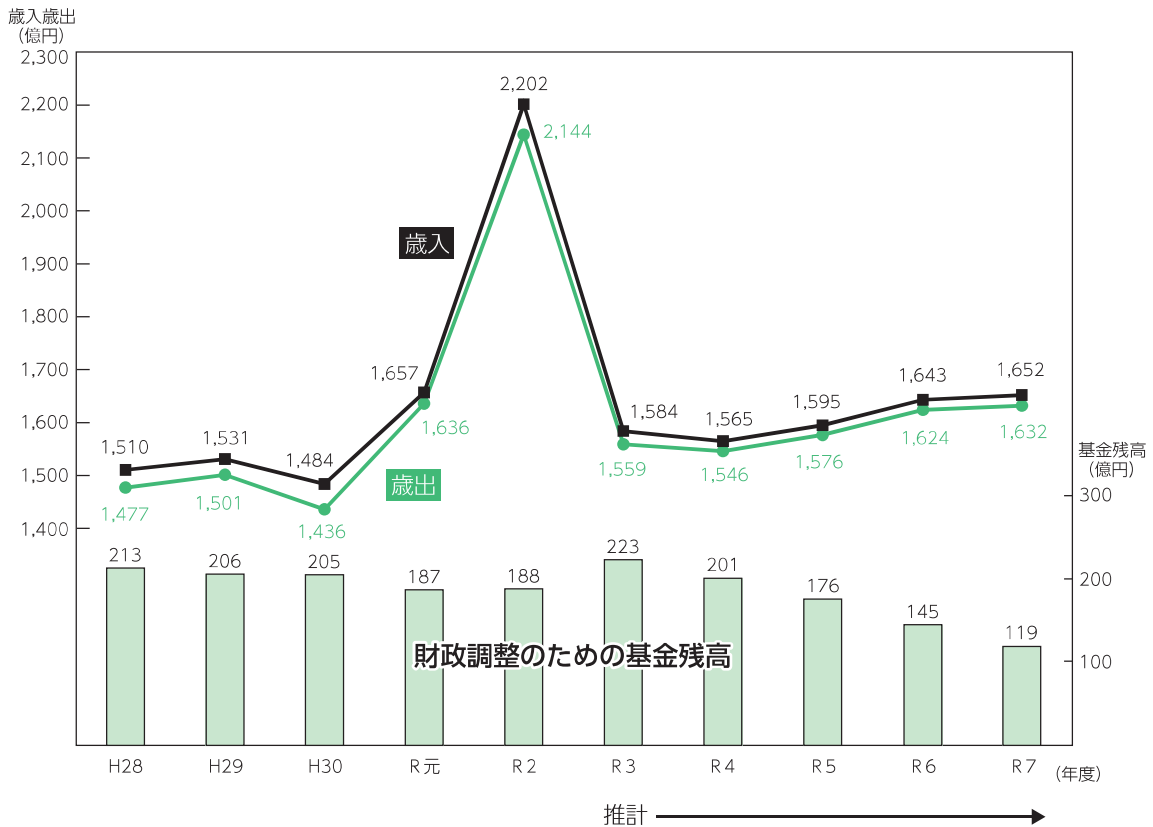
なお、ここに示す財政推計は、令和2年度一般会計の決算額をベースに、令和3年度以降5年間を推計したものです（令和3年10月公表）。

(2) 財政推計の考え方

- ◆ 市税について、人口構造の変化による減収はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ税収は、感染症対策の実施や各種経済対策の効果による回復を見込みます。
- ◆ 東日本台風災害からの復興について、長沼河川防災ステーションや市道（仮称）長沼東西線（復興道路）の整備などを計画し、災害からの復興に取り組んでいます。
- ◆ 今後本格化する公共施設の老朽化対策経費は、財政負担の平準化を図ることを目的に、令和4年度の予算編成において設定した「施設長寿命化枠」を取り入れて試算しています。
- ◆ 扶助費については、障害者(児)給付費*、福祉医療費等の増加により、増加傾向が続くと見込んでいます。
- ◆ 人件費については、職員配置計画等に基づき、職員総数が減少するものの、退職手当増や会計年度任用職員*の各種手当増により、増加すると見込んでいます。
- ◆ 公債費については、公共施設の老朽化対策や東日本台風災害等に係る市債*の償還により増加するものの、償還期間が10年以上と長く設定されていることにより、財政負担の平準化が図られています。
- ◆ 財政調整等3基金*について、各年度の財源不足を補うため、その取り崩し額が増加し、令和7年度末は、令和2年度末と比較して約4割減少すると見込んでいます。また、市債残高については、公共施設の老朽化対策等に係る新規市債発行の増加に伴い、令和7年度末は、令和2年度末と比較して100億円以上増加すると見込んでいます。

※ 障害者(児)給付費……………地方公共団体が障害者(児)の自立支援のために提供するサービスに要する費用。居宅介護などの介護給付や機能訓練・生活訓練などの訓練等給付等に要する費用。
※ 会計年度任用職員……………臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保のため、令和2（2020）年4月1日施行の地方公務員法の改正等により、採用方法や任期（最長1年）等を明確化したもの。一般職員と同様に給料表が定められ、守秘義務など服務規律が適用される。
※ 市債……………公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する借入金のこと。将来の住民と現在の住民の間で公平に負担を分かち合うためのもの。
※ 基金……………特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金もしくは財産のこと。財政調整のための基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行う目的で設置しているものである。

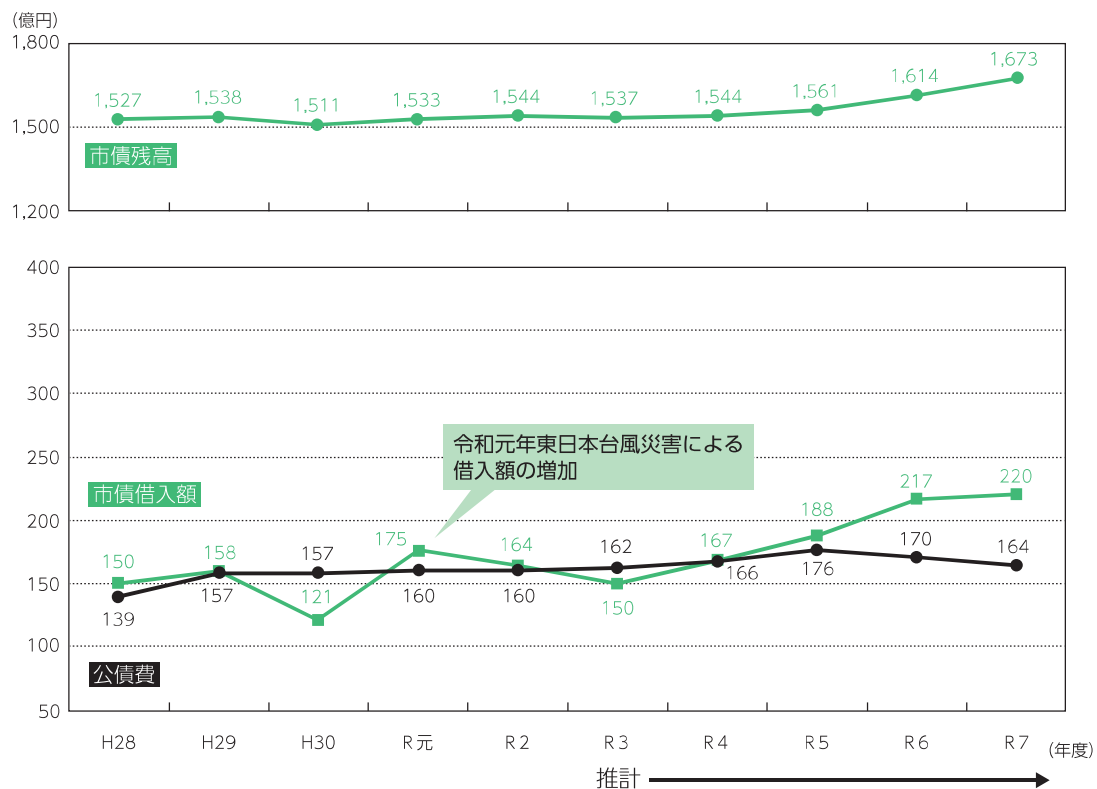
■ 歳入歳出及び基金残高の推計のグラフ（令和3年10月推計）



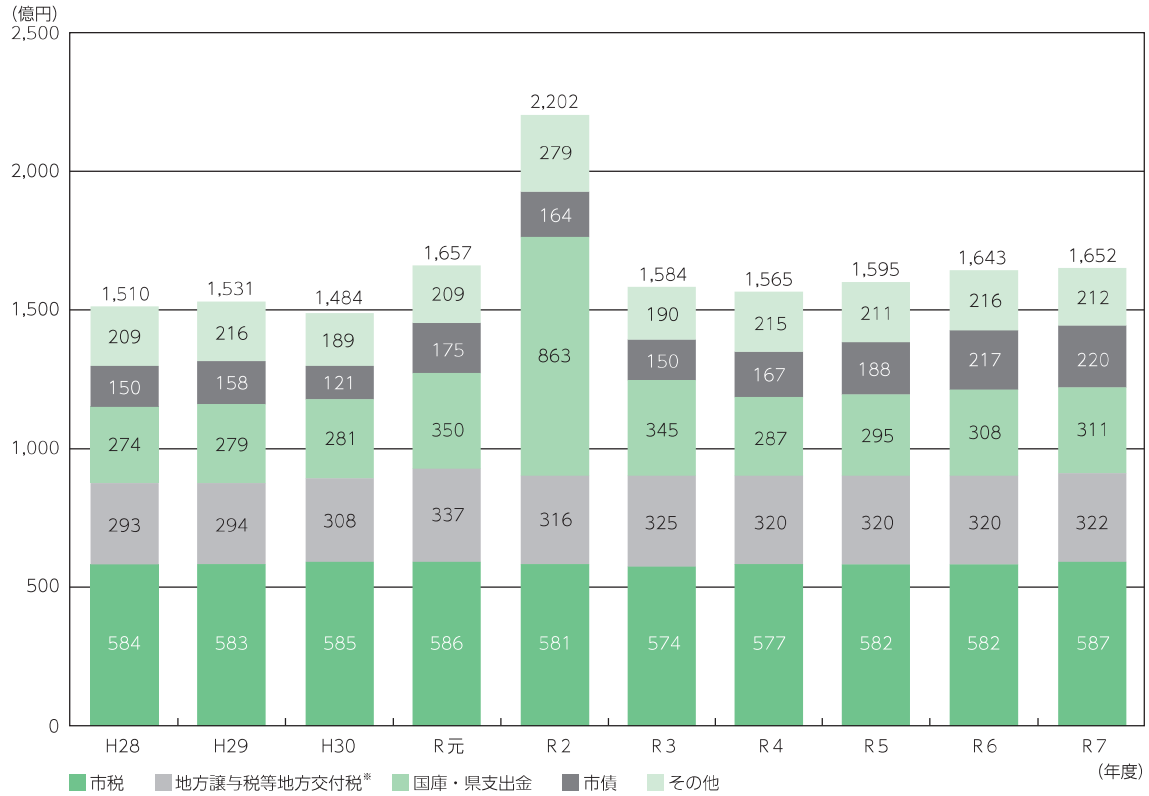
※1 財政調整のための基金＝財政調整基金＋減債基金＋土地開発基金

※2 H28、29、30、R元、R2＝決算額（歳入は翌年度へ繰越すべき財源を差引いた金額）、R3以降推計値

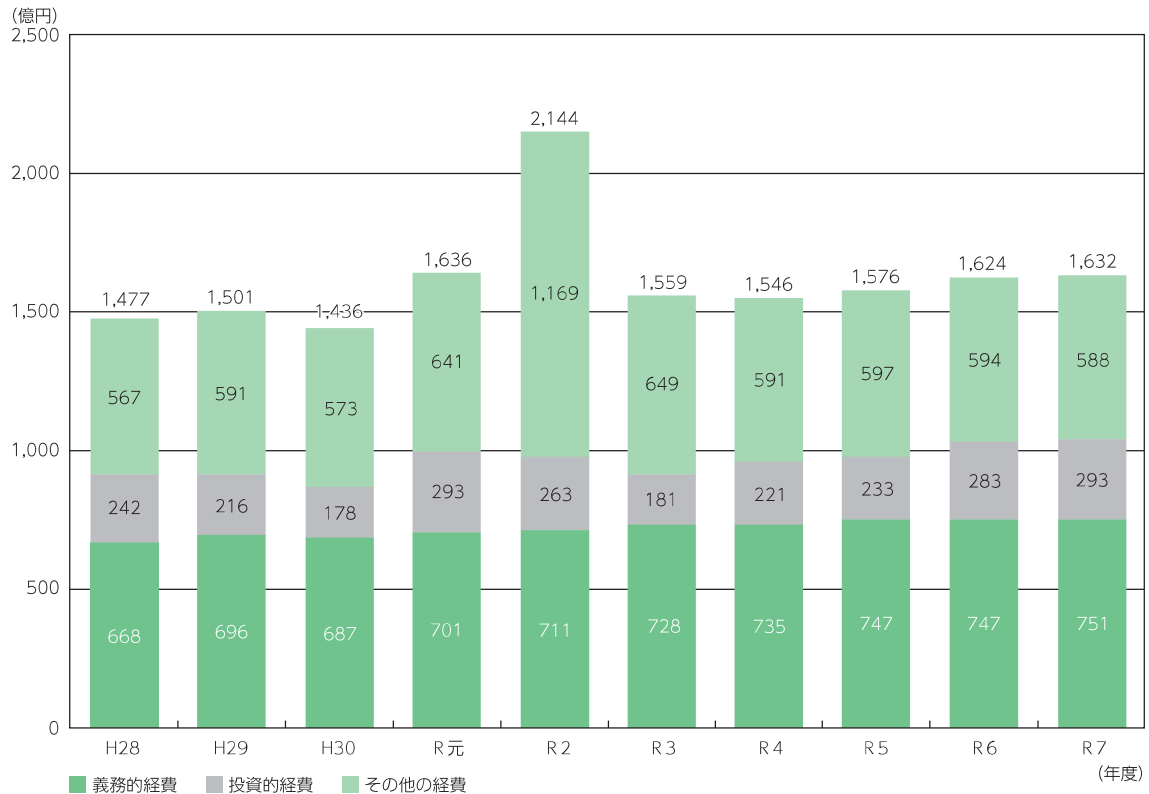
■ 公債費、市債借入額及び市債残高の推計のグラフ（令和3年10月推計）



■ 歳入【平成28～令和7年度】



■ 歳出【平成28～令和7年度】



※ 地方交付税……………地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるように財源を保障する見地から、国が一定の合理的基準によって地方団体に再配分するものであり、その用途は地方の自主的な判断で使用できる財源のこと。なお、普通交付税は標準的な税収入等と合理的かつ妥当な財政需要額を算定し、財源不足となる地方公共団体に交付するものであり、特別交付税は災害等の特別の財政需要に対して交付するものである。

※ 普通建設事業費……………道路・橋梁・学校・庁舎等公用施設の新増設など、社会資本整備に要する経費のこと。